

北海道自転車利活用推進計画の推進状況について

誰もが**安全・快適**で**楽しく**自転車を利用できる
『**感動！**自転車  **北海道**』の取組

令和元年11月

北海道

北海道自転車利活用推進計画の策定

◆策定趣旨

- ・ 社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は大きく変化
- ・ H29.5「**自転車活用推進法**」施行⇒自転車活用促進の取組加速
- ・ H30.4「**北海道自転車条例**」施行⇒自転車活用等を総合的に推進

自活法10条に基づく**都道府県自転車活用推進計画**として策定し、**北海道自転車条例が掲げる理念を実現**

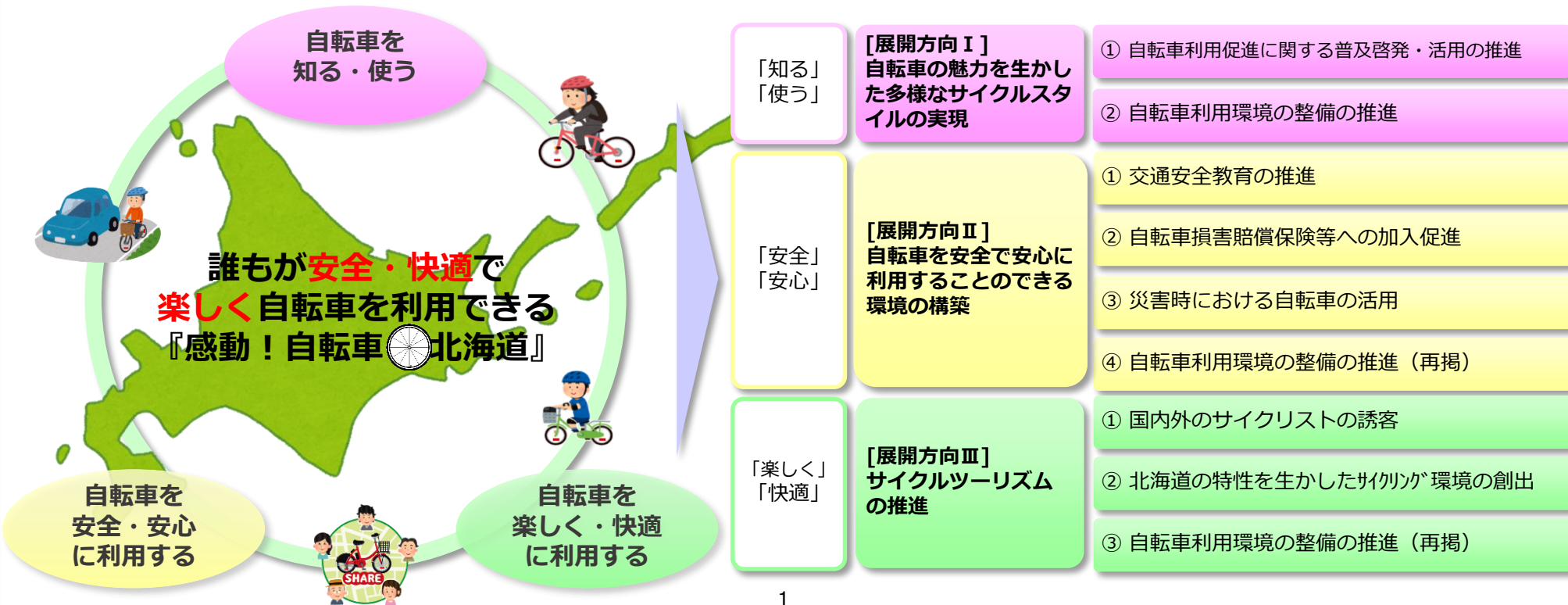
◆推進期間

策定時（2019.3）から2020年度まで

◆自転車を取り巻く環境

- ・ 自転車利用の現状：**日常生活での利用交通手段**は、自家用車の移動が大半、**自転車利用は1割程度**
健康志向の高まりなど、**利用目的が多様化**
- ・ 自転車の安全利用：全交通事故件数に占める**自転車関連事故**の構成比は**横ばい傾向**（約20%前後）
自転車事故をめぐる**損害賠償は高額化**
- ・ 自転車の走行環境：安全で快適な自転車利用環境創出のため、歩行者と分離された自転車通行空間の整備推進
- ・ サイクルツーリズム：地域活性化の新たな取組として**全国各地で展開**

◆北海道をめざす姿



I 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

知る
使う

自転車を持つ幅広い魅力や価値を生かし、生活の様々なシーンで利用されるよう、**自転車を活用した多様なライフスタイル**などについて普及啓発を実施

○「環境に◎観光に◎健康に◎もっと自転車北海道」キャンペーンの実施

- ・AIR-G'と連携したラジオキャンペーンの実施
- ・啓発資材の作成・配布（ポスター、リーフレット等）
- ・幅広い層に自転車の活用・安全利用を目的としたイベント「**もっと自転車北海道inチカホ**」の開催〔H30〕

開催日：3/23（土）・3/24（日）

来場者数：1,500人

〔R1〕

開催日：3/13（金）・3/14（土）

開催場所：チカホ北3条交差点広場

- ・ビギナー女性をターゲットとした体験ライドの実施



もっと自転車北海道inチカホ



体験ライド

○自転車・自動車がお互いを思いやる道路環境を目指す『フレンドリーロード北海道』キャンペーンの実施

- ・ステッカーの作成・配布（大型車・自動車・自転車用）



「フレンドリーロード北海道」
ステッカー



ポロクルと連携した普及啓発

○タンデム自転車の公道走行に関する検討の実施

- ・北海道サイクリング協会と連携した試乗等の実施
- ・R2 春の公道走行に向けた諸準備

○シェアサイクルの利用促進

- ・シェアサイクル登録会をチカホで実施（R1.5.18～19）

○自転車利用環境向上会議の開催（R1.8.29～30）

○大規模自転車道線（道内10コース）の整備

- ・札幌恵庭自転車道線等

○自転車ネットワーク計画への策定支援（石狩市）

II 自転車を安全で安心に利用することができる環境の構築

安全
安心

全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備を推進

- 啓発資材の作成・配布
 - ・市町村や関係団体、事業者への周知
 - ・自転車小売事業者と連携した自転車購入者への周知
- 街頭啓発の実施
 - ・期別の交通安全運動
 - ・サイクルセーフティキャンペーン（4～11月）
 - ・自転車安全日（第1・第3金曜日）



啓発資材



サイクルセーフティキャンペーン開始式（R1）
北大サイクリングクラブ安全利用宣言・模範走行



- 幼児や小・中・高校生等を対象とした自転車教育の実施
- 民間事業者と連携した自転車安全教室の実施（DCMホームマック）



自転車安全教室

- 自転車利用者等の自転車損害賠償保険等の必要性や加入促進に向けた普及啓発
 - ・市町村や関係団体、レンタサイクル事業者等への周知
 - ・日本損害保険協会の講師派遣制度を活用した周知
- レンタサイクル事業者等の保険加入状況等の把握



啓発資材



損害賠償保険の必要性や加入促進に向けた講演

- 自転車利用環境の整備
 - ・自転車ネットワークに基づく安全で快適な自転車通行空間の整備（旭川市）
 - ・無電柱化により、視認性が向上することで、安全性・快適性を確保（倶知安町ほか）



自転車ネットワーク計画に基づく整備（旭川市）

Ⅲ サイクルツーリズムの推進

楽しく
快適

雄大で豊かな自然や冷涼な気候など、本道の各地域の優位性を生かしながら、**北海道ならではのサイクルツーリズムを推進**

○北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業

来道観光客の増加を図るため、サイクリングが盛んな地域に対し、戦略的にPRを実施（台湾、香港、シンガポール、タイ、豪州）

- ・海外メディア、インフルエンサー等の招聘
- ・海外サイクルイベントへの参加
- ・サイクリスト向け現地プロモーション
- ・WEBプロモーション



メディア・
インフルエンサー招聘



カーフリーサンデー2018
(シンガポール)

○地域特性を生かしたサイクルツーリズムの取組への支援 (地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業)

- ・南空知サイクルツーリズム推進事業
- ・奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業
- ・摩周・鶴居 台湾友好観光推進事業
- ・冬に自転車でめむろを楽しむ仕組みづくり など

○サイクルツーリズム推進事業

サイクリングを目的とする来道者増加に向けた受入体制の整備

区分	実施内容
データベース構築	道内各地域のサイクリングコースや拠点施設の調査及びデータベースの構築
サイクルツアー検証	輸送を組み込んだサイクリスト向けのモニターツアー実施
サイクリング周遊拠点の整備	モデル地区を選定し、既存の休憩施設等をサイクリング周遊拠点として運用するための整備支援
セミナーの開催	民間事業者、自治体等を対象としたセミナー実施

○地域特性を生かしたサイクルツーリズムの取組 (地域政策推進事業)

- ・西蝦夷300年 新交流時代創造事業<STEP2>
- ・宗谷地域サイクルツーリズム推進事業
- ・オールオホーツク来訪振興促進事業 など

○開発局と連携した広域的なサイクリングルートへの検討

- ・北海道サイクルルート連携協議会の設置

○大規模自転車道線（道内10コース）の整備（再掲）

- ・札幌恵庭自転車道線等

令和2年度に向けた方向性

自転車振興のキックオフ

自転車を
「知る」
「使う」

自転車の魅力を
生かした多様な
サイクルスタイルの
実現

- ◆自転車利用の裾野を拡大するための持続的な普及啓発
- ◆健康増進や環境負荷低減など、自転車の魅力やメリット等を幅広い層に訴求していくため、企業、市町村、大学等と一体となった取組の展開

活用・検討

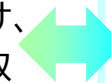


自転車利用
環境向上会
議の開催を
通じて構築
したネット
ワークの活
用

活用・検討

これまでの
取組や国内
外の事例等
を参考とし
た自転車の
戦略的活用
の検討

活用・検討



自転車を
「安全」
「安心」

自転車を安全で
安心に利用す
ることのできる
環境の構築

- ◆自転車の安全利用や自転車損害賠償保険等の加入促進に向けた取組の拡大に向け、自転車関係団体や民間事業者等と一体となった取組の展開
- ◆自転車と自動車の相互理解の促進に向けた持続的な普及啓発

自転車を
「楽しく」
「快適」

サイクルツーリ
ズムの推進

- ◆広域的なサイクリングルートの形成に向け、国、市町村、関係団体等と一体となった取組の展開

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる

「感動！自転車 北海道」の実現

<参考> 北海道自転車条例の概要

施行期日：平成30年4月1日
※義務規定（第16条第3項）は平成30年10月1日

目的・基本理念（第1条・第3条）

- 自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進
 - ①環境への負荷の低減
 - ②災害時の交通機能の維持
 - ③道民の健康の増進
 - ④自転車利用者及び歩行者の安全確保
 - ⑤サイクルツーリズムの振興

基本的施策（第10条～第15条）

- | | |
|---------------|---------------|
| ◆体制の整備 | ◆自転車交通安全教育の推進 |
| ◆普及啓発等 | ◆自転車専用道路等の整備 |
| ◆サイクルツーリズムの推進 | ◆財政上の措置 |

責務・役割等

道（第4条）

- 総合的な施策の策定・実施
- 市町村への助言等
- 国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携

自転車利用者（第5条）

- 関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備
- 乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着
- 自然環境の保全への配慮
- 冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等
- 自転車損害賠償保険等への加入（第16条第1項）

自動車等運転者（第6条）

- 自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮
- 自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行

道民（第7条）

- 自転車の活用等の推進に関する理解
- 関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発
- 国、道、市町村の施策への協力

【保護者】

- 幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育の実施（第18条第2項）

事業者（第8条）

- 事業活動における自転車の活用等の推進
- 事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合は、関連法令の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨
- 国、道、市町村の施策への協力

【自転車小売業者】

- 自転車損害賠償保険等に関する啓発等（第16条第2項）
- 購入者への防犯登録の必要性等の説明・乗車用ヘルメット着用の推奨等（第17条第1項・第2項）

【自転車貸付業者】**【義務】**

- 借受者への必要な情報提供等（第17条第3項）
- 自転車損害賠償等への加入（第16条第3項）

【自転車を事業の用に供する事業者】**【義務】**

- 事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入（第16条第3項）

【学校】

- 児童・生徒・学生への自転車交通安全教育の実施（第18条第1項）

自動車関係団体（第9条）

- 自転車の活用等に関する機運醸成のための活動
- 国、道、市町村の施策への協力